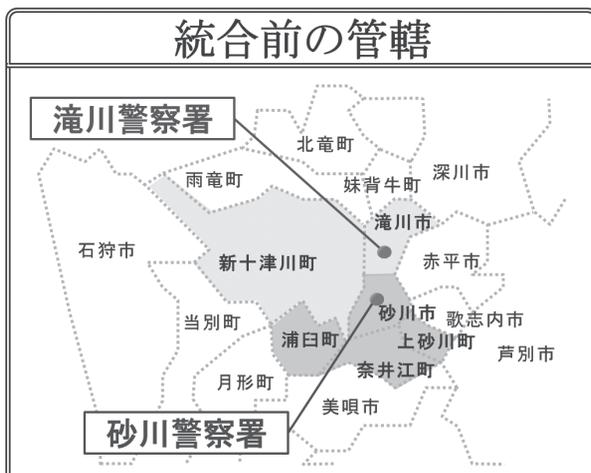


4月1日（午前0時）から

砂川警察署と滝川警察署が統合して一つの警察署になります！

4月1日から、砂川警察署は滝川警察署と統合して、滝川警察署の分庁舎（砂川警察庁舎）となります。これに伴い、現在の砂川警察署から新しく建設した砂川警察庁舎へ場所が移転しますので、お手続きの際はご注意ください。砂川警察庁舎でできる主な手続きは11ページをご覧ください。



- 砂川警察署は、滝川警察署の分庁舎（砂川警察庁舎）として運用します。
- 滝川警察署は、従来の1市1町に加え、新たに砂川市、上砂川町、奈井江町、浦臼町も管轄することになります。
- 皆さんに一番身近な存在である交番・駐在所は、そのまま存続します。



■統合後はどうなるの？

砂川警察庁舎

- パトロール活動などにあたる24時間3交替制の自動車警ら係を配置します。
- 警察相談窓口や交通窓口を継続して設置します。
- 関係機関・団体との連携も、これまでどおり緊密に行います。



滝川警察署

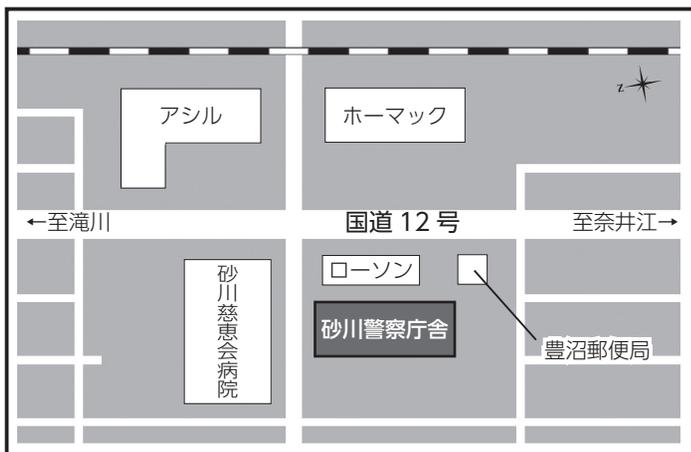
- 勤務員の体制強化により、地域警察活動が強化されます。
- 当直体制が充実し、夜間・休日の初動体制の早期確立が図られます。
- 各係の体制が強化され、事案対応力の強化や捜査力の向上などが図られます。



砂川警察庁舎

砂川市西1条南12丁目1番5号

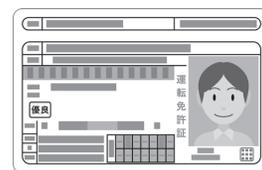
令和2年4月1日移転・運用開始



※砂川警察庁舎には交通機動隊砂川分駐所の事務室が併設されます。

砂川警察庁舎でできる主な手続き

- 事件・事故の届出
- 落とし物（遺失物・拾得物）の届出
- 警察安全相談、要望・意見、苦情の申出
- ストーカー、DV、虐待などの相談
- 行方不明者の届出
- 免許更新、記載事項変更などの運転免許関係の手続
- 自動車保管場所証明、道路使用許可、通行・駐車許可などの交通関係の申請
- 猟銃等講習会（経験者）の受講、銃砲刀剣類の一斉検査



変更となる主な手続き

- 落とし物の返還は、原則として滝川警察署で行います。
 - 銃砲刀剣類・火薬類・古物営業・風俗営業・警備業・自動車運転代行業などの許可事務についても、滝川警察署での手続きとなります。
- ※その他、不明点はお問い合わせください。

滝川警察署

滝川市緑町1丁目1番12号

令和2年11月ごろ運用開始予定



※滝川警察署での窓口業務に変更はありません。

固砂川警察署（庁舎）警務課（係）TEL 54-0110

滝川警察署 警務課 TEL 24-0110

北海道警察本部警務課 治安総合政策室 TEL 011-251-0110